

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年2月25日	
【会社名】	マーチャント・バンカーズ株式会社	
【英訳名】	MBK Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 高崎 正年	
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布三丁目3番1号	
【電話番号】	(03)6434-5540(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 加藤 東司	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西麻布三丁目3番1号	
【電話番号】	(03)6434-5540(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 加藤 東司	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当	157,538,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	マーチャント・バンカーズ株式会社 大阪支店 (大阪府八尾市本町六丁目11番8-701号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	640,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）については、2026年2月25日（水）開催の当社取締役会において決議しております。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	640,400株	157,538,400	—
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	640,400株	157,538,400	—

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資による第三者割当の方法によります。
2. 発行数は、当社が処分する自己株式の総数です。
3. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
4. 現物出資の対象となる財産の内容は、Life Innovation Holdings 株式会社（住所：東京都港区南青山四丁目15番29号、代表者：園部皓志氏。以下「Life Innovation社」といいます。）普通株式23株であり、その価額は157,550,000円となります。発行価額（157,538,400円）との間で差額が生じておりますが割当先との調整により上記金額を上回らない範囲で調整したものととなります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
246	—	100株	2026年3月13日	—	2026年3月13日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込の方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに処分予定先と総数引受契約を締結し、払込期日に現物出資の目的となるLife Innovation社の普通株式を当社に譲り渡すものとします。
4. 払込期日までに、処分予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、株式の割当てを受ける権利は消滅することから、本第三者割当は行わないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
マーチャント・バンカーズ株式会社 財務部	東京都港区西麻布三丁目3番1号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
—	4,950,000	—

- (注) 1. 現物出資の方法によるため、金銭の払込はありません。
2. 発行諸費用の内訳は、株式価値算定費用、割当先調査費用、現物出資に係る証明書作成費用並びに諸書類作成費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【処分予定先の状況】

a. 処分予定先の概要

氏名	園部 皓志
住所	東京都港区
職業の内容	Life Innovation Holdings 株式会社 代表取締役 (所在地：東京都港区南青山四丁目15番29号)

b. 提出者と処分予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 処分予定先の選定理由

当社は、2026年1月26日付適時開示資料「（開示事項の経過）Life Innovation Holdings株式会社の株式の取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」で、Life Innovation社が実施する第三者割当増資を引き受けることにより、Life Innovation 社に33.8%出資し、持分法適用関連会社とすることを開示いたしました。

2026年2月25日開催の取締役会で、当社が取得するLife Innovation社株式の一部について、Life Innovation社が実施する第三者割当増資の引受けでなく、Life Innovation 社大株主である園部皓志氏より現物出資を受け、当該株式取得の対価の支払いのため、本自己株式処分を行うことに変更する旨、決議いたしました。

当社は、当社企業価値向上のため、Life Innovation社を持分法適用関連会社とし、さらに、Life Innovation社の事業計画の6カ月間程度における進捗を前提として、17%の追加出資により連結子会社化することにつきましても、Life Innovation社と合意しておりますが、Life Innovation社の事業推進者である園部皓志氏に当社株式を割当てることにより、園部皓志氏との間で、当社企業価値向上について、インセンティブを共有するものであります。

本スキームを選択した経緯としては、当初は、Life Innovation社が実施する第三者割当増資を当社が引き受けることにより、同社株式を取得するスキームを想定しておりましたが、その後、同社の事業計画の具体化及び当社グループとの連携内容の検討を進める過程において、同社の事業推進の中核を担う園部皓志氏個人との間で、より直接的に当社企業価値向上に対するインセンティブを共有することが望ましいとの判断に至りました。

Life Innovation社の事業成長は、園部氏の経営手腕および事業推進力に大きく依存することから、園部氏自身を当社株主とし、当社株価及び企業価値の向上が園部氏の経済的利益に直接反映されるスキームとすることで、当社と園部氏との利害を一致させ、中長期的な協業関係をより強固なものとするを目的としております。

このため、2026年2月25日開催の取締役会において、当社が取得予定であったLife Innovation社株式の一部について、同社第三者割当増資の引受による取得から、園部氏保有株式の現物出資を受ける方法へ変更し、これに対する対価として当社自己株式を処分するスキームに変更することを決議いたしました。

本件自己株式処分における処分価額については、第三者算定機関によるLife Innovation Holdings社株式の価値算定結果（1株当たり6,850,000円）を同社株式の公正価値の基礎としております。

2026年1月26日時点において想定していた第三者割当増資引受スキームにおける1株当たり5,333,333円という価格は、当該スキームにおける発行済株式数および当社取得持分比率を前提として、当初想定していた投資総額との整合を図る観点から当事者間で相対的に決定したものであり、第三者算定に基づく企業価値を直接反映した価格ではありません。

その後、園部氏保有株式の現物出資と当社自己株式処分を組み合わせたスキームへ変更したことに伴い、同社の発行済株式数構成および当社取得持分比率が変動したため、取得株式数および1株当たり取得価額についても、第三者機関による算定に基づく公正価値（1株当たり6,850,000円）を前提としつつ、当初想定していた投資総額および取得後持分比率との整合を図る観点から、改めて当事者間協議により相対的に決定しております。

したがって、本件は2026年1月26日から同年2月25日の短期間においてLife Innovation Holdings社の企業価値が実質的に増加したのではなく、取得方法および発行済株式構成の変更に伴う持分設計の見直しにより、1株当たりの形式的な価格が変動したものであります。

また、取締役会においては、第三者機関による算定結果、取得後の持分比率および投資総額の妥当性等を総合的に勘案したうえで、当社および既存株主に不利益を及ぼすのではなく、特定の割当先に経済的利益を供与するものでもないと判断しております。

（Life Innovation社の株式を取得(持分法適用関連会社化)する理由）

Life Innovation社は、国内の大手アパレル会社のファッションデザイナーとしての経歴を持つ園部皓志氏が、クレサヴァ株式会社（本社：東京都港区南青山三丁目4番7号401 号室、以下、「クレサヴァ社」といいます。）の代表取締役として、廃棄衣類のリサイクル事業および日本の伝統素材である和紙を活用した新たな素材・事業分野に取り組んできた経験をもとに、環境性と文化的価値を両立した持続可能な事業モデルの構築を通じ、循環型社会の実現と事業のさらなる成長を見据えて、当社との共同事業により、さらに進化するため、2025年12月に設立した会社です。

とりわけ、「和紙」を活用した繊維事業では、世界的No.1クラスのグローバルブランドへの供給契約が確定しており、Life Innovation社は、当社との資本提携関係のもと、

- ① 土にかえる「和紙」を使った糸や繊維素材を生産し、グローバルブランドや繊維商社に供給する事業
- ② 廃棄衣料から、製鉄にも対応可能な石炭同様の高熱量を発生し、二酸化炭素削減にも貢献する「コークス」を抽出し、自動車や金属精製の工場に供給する事業

これらの生産設備に投資し、供給体制を構築し、安定的に売上利益を拡大するものです。

（処分の目的及び理由）

当社は、Life Innovation社株式40株（1株当たり6,850千円、総額274,000千円、Life Innovation社発行済株式の34.18%）を取得することとし、うち17株（116,450千円）は、すでに2026年1月30日を払込期日とするLife Innovation社が実施する第三者割当増資を引き受けており、残り23株（157,550千円）は園部皓志氏より取得いたします。なお、園部皓志氏より取得する株式価額の支払いに関しては、本自己株式処分によるものとする予定です。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 640,400株

e. 株券等の保有方針

当社は、処分予定先より、本自己株式処分により取得する株式を中長期的に保有する意向であることを口頭にて伺っております。

なお、当社は処分予定先から、割当後2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

処分予定先が保有するLife Innovation社株式の現物出資による払込みのため、該当事項はありません。

なお、処分予定先のLife Innovation社株式の保有状況をLife Innovation社の2026年1月30日現在の株主名簿をもつての確認を実施することで、払込に要する財産の所在確認を行っております。

g. 処分予定先及び関係先の実態

当社は、処分予定先が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号靖国九段南ビル2階 代表取締役：小板橋仁）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該処分予定先及びその関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり処分予定先が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性

本自己株式処分の払込金額は、処分予定先との協議の結果、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年2月24日）までの6カ月間の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における終値平均である245.83円を基準とし、小数点以下を切り上げた246円といたしました。

本自己株式処分の払込金額は、当社株式の最近の価格変動を勘案し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日の終値ではなく、一定期間の平均株価を採用することが算定根拠として客観性が高く、合理的であると考えております。

日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。）によると、第三者割当により自己株式の処分を行う場合には、その払込金額は原則として自己株式の処分に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされておりますが、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6カ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額を基準として決定することができるとされていることから、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日までの6カ月間における終値平均を基準といたしました。

本自己株式処分の払込金額の算定にあたっては、日証協指針に基づき、取締役会決議日の直前取引日までの最長

6カ月間の終値平均を基準とすることが認められていることから、当社株式の短期的な価格変動の影響を排除し、より中期的な市場評価を反映させる観点から、6カ月間の終値平均を採用しております。

当社株価は、直近6カ月で最低189円～最高379円の大幅な値幅（約2倍）を示しており、短期的な終値1点や1カ月、3カ月平均値では確定的な市場評価を示しにくい状況にあり、特定日の終値や1カ月、3カ月といった短期間の平均値では、一時的な需給要因の影響を受けやすく、当社の実質的な企業価値を適切に反映しないおそれがあると判断いたしました。

このため、本件では市場評価の平準化と客観性の確保を重視し、指針上認められる最長期間である6カ月平均を用いることで、処分予定先との間における恣意性を排除し、既存株主保護の観点からも合理性の高い算定方法を採用しております。また、本件は現物出資を伴う自己株式処分であり、当社としては株式価値評価の客観性および説明可能性をより重視する必要があることから、短期指標ではなく中期平均を採用しております。

なお、本自己株式処分の払込金額は、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である227円から8.37%のプレミアム、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である228.65円から7.59%のプレミアム、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である220.53円から11.55%のプレミアム、当該直近取引日までの6カ月間の終値平均である245.83円から0.07%のプレミアムとなっております。

上記払込金額は、本取締役会決議日の直前営業日並びに直前1カ月間、直前3カ月間及び直前6カ月間の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、当社は本第三者割当が特に有利な価格での発行に明らかに該当しないものと判断しております。なお、かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものととなっております。

また、本第三者割当に係る取締役会におきまして、出席した監査役3名全員から、うち2名は本第三者割当に係る取締役会に出席し、残り1名はあらかじめ、上記の算定根拠に基づく払込金額の決定は、当社普通株式の価値を表わす客観的な値である市場価格を基準とし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、処分予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を得ております。

（Life Innovation社株式の価値の算定）

Life Innovation社の普通株式の株式価値（当社の取得するLife Innovation社株式23株の価値）157,550,000円の算定においては、当社は、当社及び処分予定先から独立した第三者である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下、「TFA社」といいます。）に対し、価値算定を依頼し、2026年2月16日付で株式価値算定書を取得しております。なお、TFA社は、当社及びLife Innovation社の関連当事者には該当せず、当社及びLife Innovation社との間で重要な利害関係を有しません。

TFA社は、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して、Life Innovation社普通株式の価値を算定しています。DCF法では、Life Innovation社の2026年9月期から2030年9月期までの事業計画等の諸要素を考慮しLife Innovation社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてLife Innovation社の企業価値や株式価値を分析し、普通株式の1株当たりの価値の範囲を6,516,110円～7,964,134円と算定しております。

当社はTFA社によるLife Innovation社の株式価値の算定結果を参考に、Life Innovation社の株式価値について財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、処分予定先と慎重に協議を重ねた結果、1株当たりの価値について6,850,000円が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件自己株式処分にかかる処分株数640,400株（議決権6,404個）は、2025年10月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数 31,806,190株に対して2.01%（議決権総数 310,579個に対する割合 2.06%）に相当し、株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。本件自己株式処分は当社の今後の事業拡大や企業価値向上に資するものと考えており、本件自己株式処分に係る処分株式数および株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
アートポートインベスト株式会社	東京都港区六本木7丁目6-5	10,196	32.83%	10,196	32.17%
株式会社ぼると	東京都福生市北田園2丁目1-3 エトワールB201	4,885	15.73%	4,885	15.41%
TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED(常任代理人：三浦法律事務所 弁護士 寺田昌弘)	(常任代理人)東京都千代田区大手町1丁目5-1 大手町ファーストスクエアアイーストタワー3階	4,585	14.77%	4,585	14.47%
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG)LIMITED (常任代理人：信田淳)	(常任代理人) 東京都港区	913	2.94%	913	2.88%
株式会社Colors Japan	大阪府大阪市中央区南本町2丁目1-1	661	2.13%	661	2.09%
園部 皓志	東京都港区	—	—	640	2.02%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人：香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ部長 角田武士)	東京都中央区日本橋3丁目11-1	338	1.09%	338	1.07%
戸谷 松一	愛知県名古屋市天白区	300	0.97%	300	0.95%
株式会社ケイ・アイ・シー	東京都杉並区浜田山2丁目9-2	250	0.80%	250	0.79%
KAY LEO BROTHERS LIMITED(常任代理人：山内真澄)	(常任代理人)東京都渋谷区	200	0.64%	200	0.63%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	175	0.57%	175	0.55%
計	—	22,507	72.47%	23,147	73.03%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、2025年10月31日時点の株主名簿の記載された数値を記載しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年10月31日現在の当社の発行済株式総数31,806,190株（議決権数310,579個）をもとに算出しております。
3. 「割当後の所有株式数」は本自己株式処分による割当予定数の全てについて払込がなされた場合に交付される株式の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本自己株式処分の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第102期、提出日2026年1月28日)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日(2026年2月25日)までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年2月25日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第102期事業年度）の提出日（2026年1月28日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年2月25日）までの間において、下記臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（2026年1月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2026年1月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日
2026年1月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

会社法第448条第1項に基づき、資本準備金の取崩しを行い、その他資本剰余金に振り替えることにより、分配可能額の充実を図り、剰余金の配当や自己株式取得による株主の皆様への還元策を安定的に行うためのものであります。

① 減少する資本準備金の額

2025年10月31日現在資本準備金1,145,331,108円のうち1,000,000,000円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

② 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年1月29日

第2号議案 定款一部変更の件

将来的な新株式発行に備え、第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、高崎正年、サム・ガーボウ、山崎佳奈子、西村豊一、小船賢一、岩崎智彦、小久保直樹及び山中大輔の8氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、サム・ガーボウ氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個) (注) 2	反対数 (個) (注) 2	棄権数 (個) (注) 2	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本準備金の額の減少の件	234,550	1,648	—	(注) 1	可決 (99.29%)
第2号議案 定款一部変更の件	233,679	2,519	—	(注) 1	可決 (98.92%)
第3号議案 取締役8名選任の件				(注) 2	
高崎正年	232,697	3,501	—		可決 (98.50%)
サム・ガーボウ	233,530	2,668	—		可決 (98.86%)
山崎佳奈子	233,523	2,675	—		可決 (98.85%)
西村豊一	233,538	2,660	—		可決 (98.86%)
小船賢一	233,619	2,579	—		可決 (98.89%)
岩崎智彦	234,357	1,841	—		可決 (99.21%)
小久保直樹	234,348	1,850	—		可決 (99.20%)
山中大輔	233,451	2,747	—		可決 (98.82%)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 サム・ガーボウ	234,269	1,929	—	(注) 2	可決 (99.17%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の3分の2賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 賛成、反対及び棄権の個数は、事前行使及び当日出席の株主のうち、各議案に対する賛成、反対及び棄権の意思表示を確認できた議決権の数であります。また、賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、前記の賛成の個数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3 自己株式の取得状況等について

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年2月25日)までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。

(2026年2月9日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

- (1) 株主総会決議による取得の状況
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～ 2026年1月31日)	2,500,000		500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	一月 一日	—	—
計	—	—	—
報告月末現在の累計取得自己株式	—		—
自己株式取得の進捗状況(%)	—		—

(注)取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2026年1月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	31,086,177
保有自己株式数	720,106

(2026年2月の自己株券買付状況)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年2月25日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年2月1日～ 2026年2月25日)	1,342,000		316,091,100
報告月における取得自己株式(取得日)	2月10日	1,271,000	299,979,600
	2月17日	33,200	7,702,300
	2月18日	7,800	1,747,500
	2月19日	8,300	1,859,900
	2月20日	11,000	2,424,400
	2月24日	10,600	2,377,400
計	—	1,342,000	316,091,100
届出書提出日現在の累計取得自己株式	1,342,000		316,091,100
自己株式取得の進捗状況(%)	53.7%		63.2%

(注)取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2026年2月25日現在

届出書提出日現在における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	31,086,177
保有自己株式数	2,062,106

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第102期)	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日	2026年1月28日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年1月22日

マーチャント・バンカーズ株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

藤 井 幸 雄

指定社員
業務執行社員

公認会計士

酒 井 俊 輔

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年12月12日開催の取締役会において、2026年1月29日開催予定の第102回定時株主総会に資本準備金の額の減少を付議すること、本株主総会付議議案の効力発生を条件として、自己株式取得に係る事項（会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく）について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末の連結貸借対照表において不動産投資事業を主としたマーチャント・バンキング事業に係る有形固定資産を12,706,295千円計上しており、当該金額は、総資産の82.3%を占めている。 会社は、マーチャント・バンキング事業の有形固定資産の減損の兆候の判定にあたり、物件単位でのグルーピングを行っており、間接費用配賦後の営業損益の継続的なマイナス、用途変更、経営環境の著しい悪化及び市場価格の著しい下落等が認められる場合、減損の兆候があると判定している。 会社は当連結会計年度において、いずれの資産においても減損の兆候はないと判断している。 当監査法人は、マーチャント・バンキング事業の有形固定資産残高に金額的重要性が高く、その評価が連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があることから、マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、マーチャント・バンキング事業の有形固定資産の減損の兆候の把握にあたり、主として以下の監査手続を実施した。 (1)内部統制の評価 ・固定資産の減損の兆候の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 (2)固定資産の減損の兆候の判定に関する判断の妥当性の評価 ・会社が作成した減損兆候判定表に記載された物件別の損益及び固定資産の帳簿価額を会計帳簿と突合するとともに、間接的に生ずる支出が、当該損益に合理的な方法により配分されているかどうか検証を行った。 ・経営環境の著しい悪化や用途変更等の状況の有無について検証するために、取締役会議事録を閲覧するとともに、当該状況の有無について経営者への質問を行った。 ・資産又は資産グループの市場価値が著しく下落したことの有無を検討するため、会社が作成した固定資産の帳簿価額と市場価格の比較検討資料について、市場価格の算定方法、その金額及び兆候の判定の妥当性について検証を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マーチャント・バンカーズ株式会社の2025年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、マーチャント・バンカーズ株式会社が2025年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は26,000千円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月22日

マーチャント・バンカーズ株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 幸 雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 俊 輔

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第102期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社の2025年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年12月12日開催の取締役会において、2026年1月29日開催予定の第102回定時株主総会に資本準備金の額の減少を付議すること、本株主総会付議議案の効力発生を条件として、自己株式取得に係る事項（会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく）について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について」と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記はの監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。